

低入札価格調査制度運用基準

平成23年11月1日制定

1 調査基準価格の設定

- (1) 契約担当職員は対象工事を競争入札に付そうとするときは、次のとおり調査基準価格を設定しなければならない。
- (2) 調査基準価格は、予定価格調書の入札比較価格が記載された行の下に具体的金額を「調査基準価格 ○○円」と記載しておくものとする。

2 調査基準価格の算出方式

- (1) 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- (2) 上記により算出した価格が、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とする。

3 入札の執行

対象工事を入札に付そうとするときは、仕様書の公告時等に別紙1を添付又は配付し、入札参加者へ周知すること。

4 調査の実施

- (1) 調査班で、三原市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年要綱第186号）第8条によって事情聴取等を行い、低入札価格調査表（別紙様式1）を作成すること。
- (2) 設計担当課は、低価格入札者から提出された工事費内訳書の精査を行い、積算調書（別紙様式2）を作成すること。

5 失格基準価格

上記2で定める調査基準価格を下回る入札が、次の計算式で算出した工事費総額失格基準価格に満たない場合は失格とし、調査は行わないものとする。

- (1) 工事費総額失格基準価格 = 直接工事費 × a + 共通仮設費積上分 × b + 共通仮設費率分 × c + 現場管理費 × d + 一般管理費等 × e
- (2) a, b, c, d, eは、次表により算出した係数とする。

予定価格 係数	5千万円 以下	5千万円を超え3億円未満	3億円以上
a	9.5/10	1.00 - 0.25/250,000,000 × K	7/10
b	9/10	0.94 - 0.20/250,000,000 × K	7/10
c	9/10	0.98 - 0.40/250,000,000 × K	5/10
d	6/10	0.62 - 0.10/250,000,000 × K	5/10
e	3/10	3/10	3/10

K：予定価格（税抜き，単位：円）

6 委員会の審議

- (1) 委員会に諮るときは，低入札価格調査表，積算調書及び提出された工事費内訳書等を添えて審議に付すこととする。
- (2) 委員会は必要な審議を行い，その結果を低入札価格調査結果表（別紙様式3）によって表示するものとする。
- (3) 低価格入札者を落札者とし不在の場合の基準は別紙2のとおりとする。
- (4) 落札決定は，入札日からおおむね1週間以内とする。
- (5) 落札者及び入札者への落札決定通知は電話，FAX等で行う。
- (6) 落札者とならなかった入札者への通知は別紙様式4のとおりとする。

7 低入札価格契約の監督

低入札価格契約が行われた場合は，施工期間中毎日現場へ行くことを基本とする。

8 その他

入札書，入札結果表へ「低入札価格」と朱書きする。

附 則

この基準は，令和5年7月20日から施行する。

別紙 1

【この建設工事に係る入札は、三原市低入札価格調査制度実施要綱（平成17年要綱第186号）に基づいて行います。】

- 1 この建設工事に係る入札には、調査基準価格が設定されています。
調査基準価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和61年6月26日採択、平成29年3月14日最終改正）を準用し、「低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）」に基づき設定します。
- 2 調査基準価格を下回る入札（低価格入札）が行われた場合は、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、調査のうえ、後日落札者を決定します。
- 3 低価格入札者のうち最低の価格で入札した者であっても、低入札価格調査制度運用基準（平成23年11月1日制定）5に示す工事費総額失格基準価格を下回る場合や、必要な調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると判断したときは落札者となれません。
- 4 低価格入札が行われた場合は、入札者は、この調査に協力をしなければなりません。
- 5 低入札価格調査を経て契約する建設工事にあっては、専任の主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の資格を有する技術者を専任で配置すること。

別表

工事の種類		工事費内訳				
		直接工事費	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
土木 工事	下記以外の土木工事	直接工事費	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分	現場管理費	一般管理費等
	鋼橋制作	直接工事費+材料費+制作費+ 工場塗装費+輸送費+架設費	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分+間 接労務費	現場管理費+工場管理費	一般管理費等
	電気（一般工事）	直接工事費+直接製作費（機器 費×0.6）	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分+間 接労務費（機器費× 0.1）	現場管理費+工場管理費（機 器費×0.2）+機器間接費	一般管理費等 +機器費×0.1
	電気（鉄塔・反射板 工事）	架設工事原価の直接工事費+工 場塗装費+鉄塔製作費×0.6	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分（鉄 塔製作費×0.3）	現場管理費+工場管理費（鉄 塔製作費×0.1）	一般管理費等
	機械設備	直接工事費+直接製作費	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分+間 接労務費	現場管理費+工場管理費+据 付間接費+設計技術費	一般管理費等
建築 工事	建築（建築機械設 備，建築電気設備を 含む）	直接工事費×0.85	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費× 0.15	一般管理費等
	建築（昇降機設備工 事その他の製造部門 を持つ専門工事業者 を対象とする工事）	直接工事費×0.8	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分	現場管理費+直接工事費× 0.2	一般管理費等
下 水 道 工 事	下水道電気設備 下水道機械設備	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分+機 器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設 計技術費+機器費×0.2	一般管理費等 +機器費×0.1
水 道 工 事	電気設備工事 機械設備工事	直接工事費+機器費×0.6	共通仮設 費積上分	共通仮設費率分+機 器費×0.1	現場管理費+据付間接費+設 計技術費+機器費×0.2	一般管理費等 +機器費×0.1